

補助事業の流れ

①事前調査の申込み【申請者】

危険空き家等事前調査申込書（様式第 1 号）、位置図（付近見取図）、平面図（間取りが分かるもの）、現況写真（2 面以上）、市税納付状況確認承諾書（様式第 2 号）

②受付、審査【市役所】

書類を受理・審査し、現地調査（不良度判定、危険度判定）

③判定結果受理【申請者】

市役所から、当事業に該当するか否かの判定通知書（様式第 3 号）が送付

④見積徴収【申請者】ここからは当事業に該当した方のみ

阿蘇市内の解体業者から見積書（2 社以上）

⑤補助金の交付申請【申請者】

補助金交付申請書（様式第 4 号）、事業実施計画書（様式第 5 号）、位置図、平面図、使用状況報告書（様式第 6 号）、土地・建物の登記事項全部事項証明書（発行から 2 週間以内）写し、2 社以上の解体業者からの見積書（内訳が記載されたものに限る。）、解体業者の建設業の許可書又は解体工事業の届出書の写し、判定結果通知書写し、誓約書（様式第 7 号）、委任状（申請者から委任を受けた者が申請を行う場合に限る。）、同意書（様式第 8 号）共有名義である場合

⑥受付、審査【市役所】

⑦決定通知受理【申請者】

市役所から補助金の交付決定通知書（様式第 9 号）が送付

⑧契約、工事【申請者】

解体工事の契約締結及び工事

⑨工事費の支払い【申請者】

解体工事終了後、工事費支払い

⑩実績報告【申請者】

事業実績報告書（様式第 12 号）、工事請負契約書の写し並びに解体業者の請負代金請求書及び領収書の写し、工事写真

⑪完了確認【市役所】

⑫確定通知受理【申請者】

補助金交付確定通知書（様式第 13 号）が送付

⑬補助金請求【申請者】

請求書（様式第 14 号）により補助金の請求

⑭支払い手続き【市役所】

⑮補助金受け取り【申請者】

請求から 1 か月以内に、指定の口座に振り込み